

2024年1月10日

日本薬学図書館協議会  
正会員・個人会員 各位

日本薬学図書館協議会

## 2024年度-2025年度役員候補者の受付について

### ( 公 示 )

日本薬学図書館協議会役員は本年の総会後任期満了となるため、日本薬学図書館協議会役員選挙管理規則に基づき役員候補者を受け付けいたします。

#### 記

#### 1. 候補受付役員名

- (1) 理事 6名以上 12名以内
- (2) 監事 1名以上 3名以内

#### 2. 候補受付期間

- (1) 2024年1月15日(月)～3月29日(金) (必着)
- (2) 候補受付期間以後の届出は一切受け付けません。また、所定の様式を満たしていない場合の届出は無効とします。

#### 3. 候補届の様式・提出

- (1) 立候補の場合は、「日本薬学図書館協議会 役員選挙管理規則」の定める「様式第1号」に必要事項を記入し、提出してください。
- (2) 推薦による場合は、「日本薬学図書館協議会 役員選挙管理規則」の定める「様式第2号」に必要事項を記入し、提出してください。
- (3) 「様式第1号」「様式第2号」共にA4判サイズとします。

#### 4. 候補届の送付先

候補届は書面の画像をPDF等でメールに添付して役員選挙管理委員長(CC:事務局長、事務局、選挙管理委員2名)宛てに送付してください。また、メールの件名に「JPLA 役員候補者届」と記載してください。

日本薬学図書館協議会 役員選挙管理会

委員長 福島 信子 E-mail : nobuko.fukushima.mk@mccg.com

委員 笹井 康代 E-mail : tosho5@mb.kyoto-phu.ac.jp

谷藤優美子 E-mail : yumikoms@keio.jp

事務局長 平 紀子 E-mail : n.taira@scu.ac.jp  
事務局 E-mail : jpla@mynavi.jp

以上

## 日本薬学図書館協議会会則（抜粋）

### （役員の設定）

第 22 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名以上 12 名以内
  - (2) 監事 1 名以上 3 名以内
- 2 理事のうち、1 名を会長、2 名以内を副会長、1 名を専務理事とする。
- 3 監事は、理事またはこの会の使用人を兼ねることはできない。

### （役員を選任）

第 23 条 理事および監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長および専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

### （理事の職務）

第 24 条 理事は理事会を構成する。

- 2 理事は、この会則ならびに総会の決議を順守し、この会のために忠実にその職務を執行する。
- 3 会長はこの会を代表し、その業務を執行する。
- 4 副会長は会長を補佐し、業務を執行する。
- 5 専務理事は会長および副会長を補佐し、業務を執行する。

### （監事の職務）

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事および使用人に対して事業の報告を求め、この会の業務および財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要な意見を述べなければならない。

### （役員任期）

第 26 条 理事および監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする。

- 2 役員は、再任することができる。
- 3 欠員として選任された役員は、前任者の任期の満了する時までとする。

## 日本薬学図書館協議会 役員選挙管理規則

日本薬学図書館協議会規則第2号

制定：2022年6月14日

改正：2023年6月28日

(目的)

第1条 本規則は、日本薬学図書館協議会(以下「本会」という。)の会則第5章に規定する役員の選出について必要な手続きを定める。

(選挙の公示)

第2条 会長は、役員選出の年の1月15日までに役員選出に関する日程など必要な事項を本会ホームページに掲載し、会員に公示する。また、あわせてメーリングリストや文書で周知する。

(選挙管理会の設置および構成)

第3条 本会の役員の選出の円滑な運営を図るため役員選挙管理会(以下「本管理会」)を置く。

2 本管理会の委員は、正会員のうちから会長が委嘱する。委員のうち1名を委員長とする。

3 委員長および委員の任期は任命の日より役員選出が終了するまでとする。

4 本管理会の委員長および委員は第4条に規定する役員候補者及び役員候補者の推薦人になることはできない。

(立候補および推薦候補の届出)

第4条 理事候補者および監事候補者になろうとするもの、または理事候補者および監事候補者を推薦しようとするものは本人の承諾を得たうえで、本管理会が定めた期日までに所定の様式1または様式2に記入し届け出るものとする。

2 前項に定める届出は、本会が定める様式第1号、様式第2号を用いて行う。

(役員候補者の要件)

第5条 理事および監事候補者は、正会員Aおよび正会員Bに所属する職員、個人会員、本会役員に相応しい薬学および図書館における学識経験者とする。

(推薦人)

第6条 推薦人は、正会員Aおよび正会員Bに所属する職員および個人会員とする。

(候補者名簿)

第7条 本管理会は、提出された書類に基づき速やかに候補者および推薦人の資格審査を行い、理事会に候補者名簿を提出する。

2 会長は、総会に候補者名簿を提出する。

(結果の公示)

第8条 会長は選出結果を公示する。

(会長、副会長、専務理事の選出)

第9条 理事会は、会則第23条第2項の定めるところにより、任期の最初の理事会において

会長、副会長、専務理事を選出する。

(欠員補充)

第10条 役員の欠員が生じた場合、第5条から第9条までの規定に関わらず、理事会は候補者を選定し、総会において役員の欠員の補充について議事を求めることができる。

2 前項により新たに補充された役員の任期は、次の役員選出を行うべき定時総会終結時までとする。

(附 則)

第11条 この規則は、2022年6月14日から施行する。なお、「理事・幹事の選出手続きに関する細則」は廃止するものとする。

第12条 この規則は、2023年6月28日から施行する。